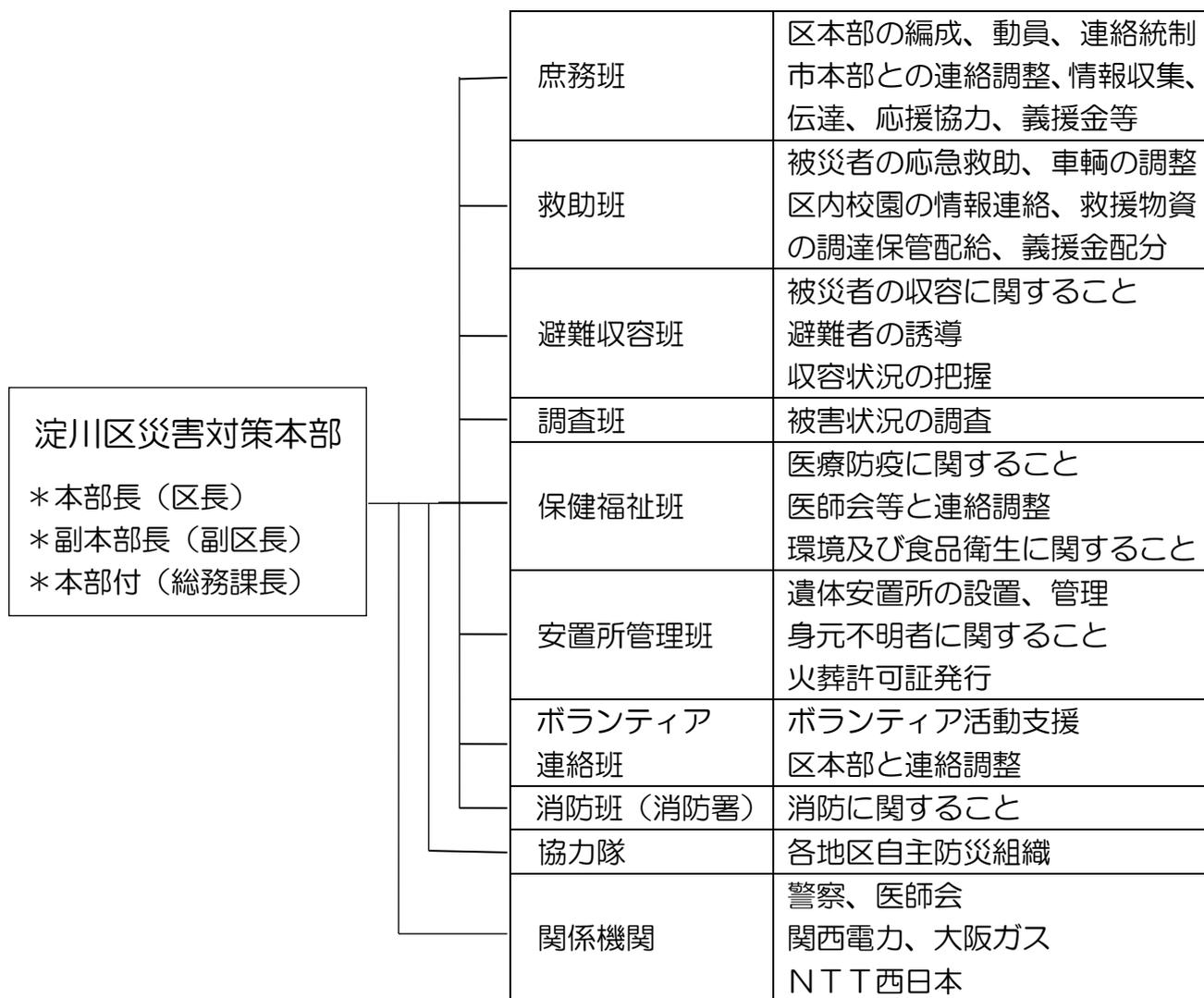


## 5 淀川区災害対策本部

地震発生時の大阪市、淀川区の災害対策本部等の設置は次のとおりです。

- (1) 大阪市域において震度5弱以上（大阪管区気象台発表）を観測したとき、大阪市災害対策本部を設置し、それに伴い淀川区災害対策本部を設置します。
- (2) 大阪市域において震度4以上（大阪管区気象台発表）を観測したとき、大阪市災害対策緊急本部を設置し、それに伴い淀川区災害対策緊急本部を設置します。
- (3) 地震による被害が発生するおそれがある場合において、大阪市災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき、または設置するまでの間、大阪市災害対策警戒本部を設置し、それに合わせて淀川区災害対策警戒本部を設置します。



## 6 新北野地区 自主防災組織について

災害時はもちろん、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。自主防災組織は「地域本部」「避難所運営委員会」「町会本部」の3つの組織により運営します。

新北野地区 地域本部（地区の全体を統括）	
本部長	* 自主防災活動の統括、指揮
副本部長	* 本部長の補佐、代行
総務班	* 地域本部の事務局業務（情報管理、調整、記録） * 地域全体の被害状況の把握、関係部門への対応指示 * 町会、行政機関（区役所等）との情報受発信、連絡調整
防災班	* 初期消火支援、安全地帯への誘導 * 要救助者、負傷者の救出、搬送 * 避難誘導、避難行動要支援者の避難支援
防犯班	* 地域の防犯パトロール * 初期においては救助活動の応援

新北野地区 避難所運営委員会（避難所の運営）	
委員長	* 避難所運営の統括、指揮
副委員長	* 委員長の補佐、代行
総務班	* 避難所運営委員会の事務局業務（情報管理、調整、記録） * 避難所全体の状況把握、関係部門への対応指示 * 地域本部との連絡調整、避難者への情報提供
管理部	* 避難所配置図に基づく避難所の設営、管理 * 避難者の受付、避難者名簿の作成&管理、退所管理 * 避難所の環境整備、安全管理
物資部	* 備蓄物資の管理 * 救援物資や調達物資の受入れ、管理 * 避難者への物資配布
食料部	* 食品、炊き出し機材、配食機材の管理 * 炊き出し * 食料、飲料水の配布
救護部	* 救護室、福祉避難室の開設、運営 * 傷病者の救護処置 * 避難行動要支援者の介護、支援
衛生部	* 避難所の衛生管理 * 仮設トイレ、ごみ集積場の設置、管理 * ペットコーナーの設置、管理

町会本部（町会の初期初動の行動）	
本部長	町会の防災活動の統括、指揮
安否確認班	町会で安否が確認されていない人がいる場合は、安否確認を行う
消火班	初期で消せる範囲の火災の場合、消火活動を協力し合って行う
救助班	救助活動を協力し合って行う
避難誘導班	安全な経路で災害時避難所まで誘導する
情報班	町会内の被害状況を、地域本部に報告する

● 防災関係機関一覧

防災関係機関	電話番号
淀川区役所（災害対策本部）	06-6308-9734
淀川消防署（火災・救急）	06-6308-0119 ・ 119
淀川警察署	06-6305-1234 ・ 110

## 7 災害時避難所・一時避難場所について

### (1) 災害時避難所

災害時避難所は、大きな災害によって住居等を失うなど、避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことをいいます。

災害時避難所	大阪市立 新北野中学校
	大阪府立 北野高等学校

(備考) まず、優先的に「新北野中学校・避難所」を開設し、避難者が多い場合は「北野高校・避難所」を開設します。

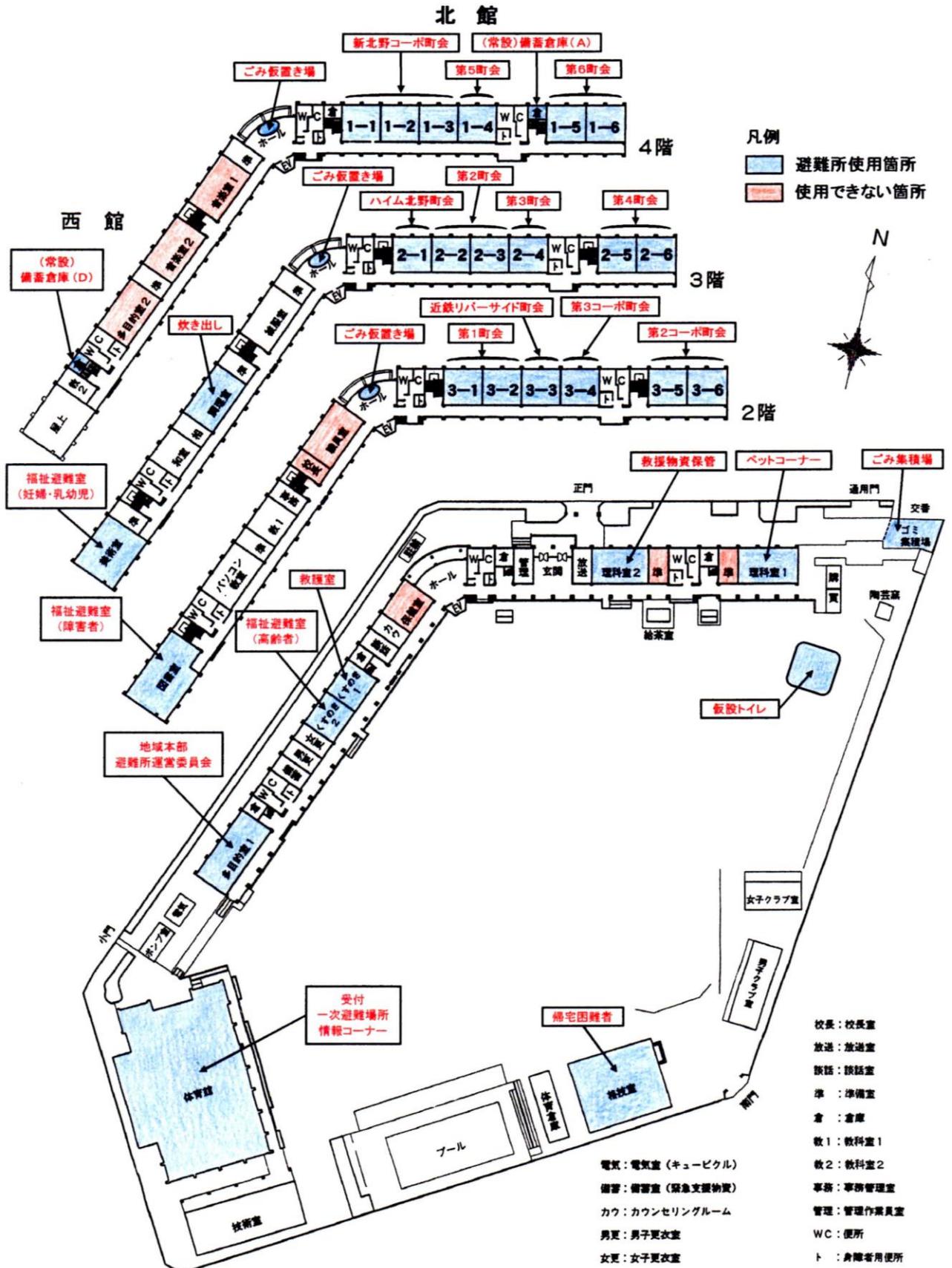
### (2) 一時避難場所

大規模な災害が発生すると、広範囲で火災や負傷者が多くなり、道路の寸断等で通行困難になることが予想され、消防、警察等は、救助活動が間に合わない場合があります。被害を軽減し、最小限に食い止めるためには、町会の一時避難場所へ集合し、安否確認、初期消火、救出、救護、避難誘導等を地域の皆さんがお互いに協力し合って行って下さい。

町 会	一時避難場所
第1町会	淀川図書館前
第2町会	天理教曾根崎分教会前
第3町会	新北野福社会館前
第4町会	新北野郵便局前
第5町会	新北野公園
第6町会	新北野公園
新北野コーポ町会	集会所前
第2コーポ町会	集会所
第3コーポ町会	玄関前広場
ハイム北野町会	一階ロビー
近鉄リバーサイド町会	一階ロビー

# 8 災害時避難所の配置図

## 《 新北野中学校 》



## 9 避難所における共通ルール

- 1 この避難所は、避難者の生活再建の拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、地域の自主防災組織、避難者の代表、区担当者、施設管理者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
  - (1) 委員会は、毎日「午後4時」に定例の会議を行います。
  - (2) 委員会の運営組織として「総務部、管理部、物資部、食糧部、救護部、衛生部」を編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、世帯ごとで登録する必要があります。
  - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転出先を連絡してください。
  - (2) 食料や物資の供給を必要とする在宅避難者も登録する必要があります。
- 5 職員室、保健室、調理室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋に避難できません。また、避難所では、状況の変化に応じて居住スペースの変更や移動を行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
  - (1) 食料、生活物資は避難者の世帯ごとや申し出のグループごとに配給します。
  - (2) 特別な配給を行う場合は、委員会での合意に基づいて行います。
  - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
  - (4) ミルク・おむつなど特別な要望は、委員会で対応します。
- 7 消灯は「午後10時」です。
  - (1) 廊下、通路は点灯したままとし、居住スペースは照明を落とします。
  - (2) 管理に必要な部屋は、安全確保のため点灯したままとします。
- 8 放送は「午後8時」で終了します。
- 9 電話の使用は、委員会の定めたルールに従ってください。
  - (1) 携帯電話での通話は、他の避難者の迷惑にならない場所で行ってください。
  - (2) 避難所には「特設公衆電話（3台）」を設置します。
- 10 トイレの清掃は「午前10時、午後4時」に避難者が交替で行うこととします。
  - (1) 清掃の時間は、放送で告知します。
  - (2) トイレは、各トイレに掲示する注意事項に従って使用してください。
- 11 防犯のため、夜間のトイレ等の施設の使用には、付き添い人を求めてください。
- 12 施設内での飲酒・喫煙は、禁止します。
- 13 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 14 犬・猫等のペットは避難所内の決められた場所で、他の避難者に迷惑がかからないように管理してください。  
(身体障害者補助犬法に規定される盲導犬等の補助犬は除きます。)
- 15 ごみは分別して指定された場所に出してください。
- 16 各種の伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 17 避難所の屋外に避難されている方も、同様に上記のルールを守ってください。

(お願い)避難者の皆さんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

## 10 避難行動要支援者の支援

災害発生時には避難行動要支援者を安全な場所に誘導したり、避難所での生活を支援する避難行動要支援者の家族、隣近所の人、地域の人、民生委員、ボランティアなど、まわりの人が「支援者」として、避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、かつ的確な対応を図るため、平時より「避難行動要支援者」支援体制の確保等について取り組むことが必要です。

### (1) 避難行動要支援者の支援計画の具体化

避難行動要支援者の避難支援は自助・近隣地域の共助を基本とし、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めるとともに、避難行動要支援者の支援計画は本人に合った支援の方法としましょう。

但し、支援者は、支援者自身と家族の安否確認を第一に行い、余力がある場合に避難行動要支援者の支援に協力し、協力できない場合にも責任は問われません。

### (2) 避難所における支援

災害時避難所では、教室や部屋を活用して福祉避難室を設置し、避難者の中より支援協力者を募り皆で支援しましょう。

又、避難所内の段差の解消等を進めましょう。

### (3) 避難行動要支援者情報の更新

毎年1回は声かけ・見守り活動を通じて情報更新を行い、災害に備えましょう。

避難行動要支援者	支援者

## 1 1 わが家の防災メモ

災害時避難所	
一時避難場所	
津波避難ビル	

緊急連絡先 (親戚、知人等)	

### 家族の安否確認方法について

災害時は、携帯電話も一般電話も通話が制限されます。

NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板を活用するなど、安否確認方法を決めておきましょう。

### NTTの災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言を登録・再生できます。

下記の体験利用日を活用し、家族・親戚・友人間で体験しておきましょう。

【体験利用日】 毎月1日及び15日 00:00~24:00 正月三が日(1月1日 00:00~1月3日 24:00) 防災週間(8月30日 9:00~9月5日 17:00) 防災とボランティア週間(1月15日 9:00~1月21日 17:00)
---

### 携帯電話の災害伝言板

安否情報を登録すると、家族や友人が携帯電話番号やパソコンから確認できます。詳しくは、契約している携帯電話会社に確認しておきましょう。

## 12 避難者カード

### 避難者カード

(世帯ごとに記載してください)

避難所名

1 新北野中学校

2 北野高等学校

入 所 日	年 月 日	退 所 日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

該当するほう に○をつける	1 避難者（避難所での生活を希望する方）
	2 在宅避難者（自宅等で生活するが配給等を希望する方）

所属町会	新北野（ <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> 町会）・ その他（ <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> ）			
世帯の状況 (氏名等)	ふりがな 氏 名	年齢	性 別	伝えておきたいこと (身体の状況など)
	(代表者)		男・女	
			男・女	
住 所				
電 話	(代表者の携帯電話)			
家屋被害等 (該当するものに○)	1 住めない位の損壊や焼損 2 不安を覚える位の損壊 3 流失 4 床上床下浸水 5 断水 6 停電 7 ガス停止 8 電話不通			
緊急連絡先	(親族の連絡先など) (続柄： <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> ) (電話)			
特 記 事 項	(特に配慮を必要とすることがあれば記載してください)			
	(資格など協力できることがあれば氏名と内容を記載してください) (氏名) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span> (内容)			
安否の問い合わせに情報を公表しても良いですか			はい ・ いいえ	

転出先情報	(転出先) (電 話)
-------	----------------

(備考) このカードは、非常持ち出し品と一緒に保管し、災害時に備えてください。